

総務委員会報告資料

令和 7 年 2 月 2 6 日

報告事項件名	頁
1 A E D（自動体外式除細動器）設置に関する基本方針について	2
2 包括的防犯パトロール等事業委託の 公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	10

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件 名	A E D（自動体外式除細動器）設置に関する基本方針について		
所管部課名	危機管理部 危機管理課		
内 容	この度、A E D（自動体外式除細動器）設置に関する基本方針を策定したので報告する（※ 別紙参照）。		
	1 新たなA E D設置基準について		
	これまでのA E D設置基準に、以下のとおり不特定多数が運動等を目的として利用する公共施設としてスポーツ施設を新たに本方針へ追加した。		

3 設置するAED機器等について

以下の機器等を収納ボックスに格納し設置する。

AEDキャリングケース	
内訳	数量
(1) AED本体	1台
(2) 電池（バッテリー）	1個
(3) 電極パッド	2枚
(4) 三角巾（傷病者のプライバシー保護のため）	1枚

4 今後の方針について

- (1) 救いうる命を救うことができる可能性を高めるため、「誰もが有事の際に迷わずAEDを取りに行き、適切に使用することができる」環境の整備について、国の方針に合わせてその都度改定していく。
- (2) 区民に対しても、一秒でも早くAEDを使用して救命措置を行うことの重要性について広報紙等を活用して広く理解してもらうため、AEDに関する必要な普及啓発活動を促進していく。

**A E D（自動体外式除細動器）
設置に関する基本方針（改定版）
【案】**

令和 7 年 2 月
危機管理部危機管理課

はじめに

AEDの普及啓発については、2006年（平成18）年5月15日に開催された八都県市首脳会議において、「AEDの普及啓発に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「AEDの普及啓発に向けたマニュアル（以下「マニュアル」という。）」が報告され「基本的な取り組みについて八都県市が共同で推進する」とされてきました。

当区におけるAEDの普及啓発の推進については、基本方針及びマニュアルを踏まえて、2008（平成20）年2月に「区主要施設及び公益施設におけるAED（除細動器）配備方針（以下「AED配備方針」という。）」を策定し、これまで推進してきました。

なお、この度の改定にあたり、従来のAED配備方針に以下の2点を新たに加えました。

- 1 不特定多数が運動等を目的として利用する公共施設への設置
- 2 区有施設内の設置台数の拡充

以上の点を踏まえ、救いうる命を救うために必要な項目の整理を行い、新たに「AED（自動体外式除細動器）設置に関する基本方針」として策定しました。

2025（令和7年）2月●●日

1 AEDの設置基準

- (1) 不特定多数が利用する公共施設への設置 ※1
区役所本庁舎、区民事務所、住区センター、地域学習センター等
- (2) 乳幼児や児童生徒が利用する施設への設置 ※1
幼稚園、保育園、小中学校等
- (3) 高齢者や障がい者が利用する施設への設置 ※1
障がい福祉施設、福祉作業所等
- (4) 不特定多数が運動等を目的として利用する公共施設への設置 ※1～3
スポーツ施設（野球場、球技場、テニスコート）等

※1 日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」におけるAED設置基準に基づき、現場から片道1分以内、距離に換算して300m毎の設定を目安に設置する。

※2 公共施設の屋外へ設置する場合は、防塵・防水機能を有する屋外設置用ボックスなどの導入を検討する。

※3 スポーツ中の突然死は、若い健常者に発生することも少なくなく、心停止の可能性もあり、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンについては心室細動の発生が多く報告されている。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技あるいは空手などの格闘技では、心臓震盪^{しんぞうしんとう}の発生が比較的多いことが報告されている。

このため、グラウンドや球場等、これらスポーツを実施する施設についてはAEDを設置する。

2 これまでのAED区内設置箇所（令和7年1月時点 約700箇所）

- （1）公的施設や民間施設など
 - ア 区役所本庁舎内には中央館1階アトリウム、北館1階、中央館6階区議会事務局の3箇所に設置
 - イ 民間事業者については、区への設置報告義務がないため、全てが網羅されてはいない
- （2）小学校・中学校・高等学校、保育園、駅、金融機関、医療機関、区出先施設、地域学習センター、住区センターなど
- （3）24時間使用可能な施設は警察署、消防署、救急病院など

3 設置するAED機器等

以下の機器等を収納ボックスに格納し設置する。

AEDキャリングケース	
内訳	数量
1 AED本体	1台
2 電池（バッテリー）	1個
3 電極パッド	2枚
4 三角巾（傷病者のプライバシー保護のため）	1枚

4 AEDの管理等

救命事案発生時に施設管理者や職員等及び区民がAEDを適切に使用できるように、施設管理者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

なお、AEDの日常管理や設置場所の周知に関するマニュアルを令和7年度中を目途に作成する予定である。

- （1）施設管理者や施設等に従事する職員は、設置場所や周囲の安全確認を行うとともに、日頃からAEDの点検（月1回程度）を実施して、AEDが正常に動作するかなどの確認を行う。
- （2）必要なときにAEDが使用できるように電極パッドやバッテリーなどの日常管理を行う。
- （3）施設に従事する職員等に対して、AEDの設置場所を周知徹底する。
- （4）AEDの使用方法を含めた応急手当講習を消防署等の協力を賜りながら、施設に従事する職員等が少なくとも2年で1回程度受講できるよう、施設の管理責任者は受講にあたり必要な配慮をする。

5 AED設置場所の掲示及び周知

救命事案発生時に、AEDを設置する施設管理者（以下、「施設管理者」という。）や施設等に従事する職員（以下、「職員等」という。）及び区民等が速やかにAEDにたどり着ける、あるいは発見できるよう施設ごとの特徴を踏まえて次のような掲示及び周知を行う。

- （１） AEDを設置している施設等に対して、「AEDを設置している施設であること」が分かる案内や共通のステッカーなど、施設等の出入り口付近に掲示する。
- （２） 施設等のフロア案内図に、現在地とともにAEDの設置場所を掲示する。
- （３） 区施設のAED及び区の補助金を受けて設置するAED（約430台）を区のホームページにて設置場所の所在地や使用可能時間を掲載し、あわせて、日本救急医療財団が提供する全国AEDマップのリンクも掲載する。

6 区有施設内の設置台数の拡充

施設ごとの環境（面積や階数等）に応じて、1施設あたり複数台のAED設置が必要な場所については、以下の基準をもとに各所管課で設置を進めていく。
以下の4点を複数台（2台以上）のAEDを設置する場合の目安とする。

- （１） 延床面積がおおよそ5,000㎡以上の施設※1
- （２） 階数が3階以上、もしくは上下階の移動に時間（1分以上）を要する施設
- （３） 2棟以上で構成され、棟の移動に時間を要する施設
- （４） 観客席や観覧席を有し、毎回多くの利用者が見込まれる施設

※1 日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」では面積ごとに設置台数が定められておらず、学校や多数集客施設などにAEDの設置が推奨されている。学校の延床面積が概ね5,000㎡以上であることから、少なくとも5,000㎡以上の施設については、複数台のAEDを設置する。

7 AED使用のための環境整備

- (1) 救いうる命を救うことができる可能性を高めるため、「誰もが有事の際に迷わずAEDを取りに行き、適切に使用することができる」環境の整備について、国の方針に合わせてその都度改定していく。
- (2) 区民に対しても、突然の心停止から大切な命を救うため、救急車が到着するまでの間に一秒でも早くAEDを使用して救命措置を行うことの重要性について広報紙等を活用して広く理解してもらう必要があり、当課においてAEDに関する必要な普及啓発活動を促進していく。

8 貸出用AEDの保有状況

- (1) 貸し出し用AEDの保有状況
 - ア 危機管理課にて4台保有しており、主に区のイベント開催時に貸出（六町駅前安全安心ステーションで1台使用中）
 - イ スポーツ振興課にて1台保有しており、課内イベント時に貸出

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件名	包括的防犯パトロール等事業委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	危機管理部 危機管理課、犯罪抑止担当課
内容	包括的防犯パトロール等委託事業者プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。 1 業務名 包括的防犯パトロール等事業 2 業務目的、内容 (1) 青パト業務 青色回転灯装備車両を使用した防犯パトロール及び徒歩によるパトロールを実施し、犯罪の抑止、違法行為・不法行為の未然防止により、区民の安全を図るとともに、体感治安の向上を図る。 ア 24時間、365日、4台（1台2名） イ 区指定の場所での徒歩パトロールの実施も可 (2) 客引き防止業務 区が定める重点地区において、客引き行為等をしていると認められる者及び客引き行為等を用いた営業活動をしている飲食店を発見した際に、直ちに当該行為をやめるように指導を行うとともに、同行為をする余地を与えない積極的な声掛けにより、区民の体感治安の向上を図る。 ア 竹の塚地区 3名（令和5年度から実施） イ 千住地区 6名（令和6年度から実施） ウ いずれも午後6時～午前0時、365日 (3) 調査・分析・計画業務 (1)(2)両業務の調査・分析・計画を包括的に行うことにより、より効果的な防犯パトロール等を実施する。 ア 刑法犯認知件数のデータ収集、客引き行為等の実態把握（人数、手口、店舗、広域グループ等）等の調査 イ 罪種、地域、時間帯、実績に基づく効果的な声掛けの検証等の分析 ウ 分析に基づくルートや時間帯の設定、装備品の確保、適切な人員配置（実務経験年数、研修等）等の計画

3 特定した相手方

- (1) 事業者名 シンテイ警備株式会社
(代表取締役社長 安見 竜太)
- (2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号シンテイビル

4 申込事業者数

3 事業者

※ 2事業者は第3回選定委員会前に辞退

5 提案価格

345,913,143円(税込)

6 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) 青パト業務及び客引き防止業務において、23区内で多くの実績があり、特に客引き防止業務は、新宿区、港区、台東区等の繁華街で得られたノウハウが活かされることが期待できる。
- (2) 調査・分析・計画業務において、独自の情報集約システムを構築しており、従事者にタブレットを配備し、報告レベルの均一化、現場情報の即時把握、事案後のマッピングによる可視化等による高度な分析が期待できる。

8 特定までの経緯

- (1) 公募期間
令和6年10月17日～令和6年10月30日

- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審査事業者数
第1回	令和6年10月15日	選定方法や評価項目等の確認	
第2回	令和6年12月4日	第一次選考(提案書提出者の選定:書類審査)	3
第3回	令和7年1月29日	第二次選考(事業者の特定:プレゼンテーション、ヒアリング)	1

	イ 委員構成（計7名）		
	種 別	氏 名	役 職 等
	学識経験者 （有識者含む）	出口 保行	東京未来大学副学長 こども心理学部長（教授）
		山下 史雄	東海旅客鉄道株式会社常勤監査役 元警察庁生活安全局長
		根本 陽介	警視庁千住警察署生活安全課長
	区 民	住永 茜	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科心理専攻4年
	区職員	工藤 信	副区長
		松野 美幸	総務部長
		茂木 聡直	危機管理部長
	ウ 審査項目及び審査結果		
	別紙「包括的防犯パトロール等委託事業者プロポーザル提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）」 のとおり		
	9 問題点・今後の方針 令和7年3月31日までに契約を締結する。		

包括的防犯パトロール等委託事業者プロポーザル提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）

（１）提案書提出者を選定するための評価結果（第一次）

NO.	評 価 項 目	評 価 内 容	指 標	配 点	シンティ警備株式会社 換算点 (100点中)	B 者 換算点 (100点中)	C 者 換算点 (100点中)
1	経営状況	経営状況は妥当であるか	資本金、売上高、自己資本比率等	15	15.0	12.0	15.0
2	瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無	5	5.0	5.0	5.0
3	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	警備員指導教育責任者や客引き行為等防止対策に関する実務経験者等の人数【参加表明書技術資料】	15	15.0	5.1	6.4
4	専任性	当該業務に専念できる時間が十分にあるか	配置予定の警備員指導教育責任者の資格、経歴、手持ち業務の状況【参加表明書技術資料】	10	10.0	5.7	8.3
5	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績【参加表明書技術資料】	30	28.3	18.9	28.3
6	地域精通度	業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実績【参加表明書技術資料】	20	19.4	17.1	12.0
7	社会的貢献度	社会的・地域的貢献度があるか	ISO14001等の取得状況、WLB（ワーク・ライフ・バランス）認定企業、暴力団等反社会的勢力排除宣言、災害協定等【会社概要等】	5	4.0	3.0	3.0
8	区内本店事業者		区内に本店のある事業者に上記評価項目の合計点の１０％を加点する。		－	－	－
総 合 計					96.7	66.9	78.0
評 価 結 果					選定	選定	選定

(2) 提案書を特定するための評価結果 (第二次)

NO.	評 価 項 目	評 価 内 容	指 標	配 点	シンテイ警備株式会社 換算点 (100点中)		
1	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針の内容	10	9.0		
2	提案内容の的確性	業務実施手順は妥当か	実施フロー	8	7.2		
3		提案内容は具体的で量も妥当か	区内防犯パトロール業務、客引き行為等防止指導・啓発業務	8	6.4		
4		独創性及び実現性があるか		8	6.4		
5		採用する手法は妥当か		8	6.4		
6		当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	9	8.4		
7		業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実績	9	9.0		
8	特定テーマ（調査・分析等業務）に対する具体的な手法	特定テーマ（調査・分析等業務）に対する具体的な手法が効果的かつ効率的に確立されているか	調査・分析手法	15	10.5		
9	コスト	コストは妥当か	積算見積書	10	6.0		
10	プレゼンテーション	対応力	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか 冷静に議論できるか	5	4.0		
11		説得力	説明に説得力があるか 論理的か 熱意があり積極的であるか	5	4.2		
12		資料調製力	打合せ資料・報告書が分かり易いか 誤字・脱字は少ないか	5	4.0		
合 計					81.5		
区内経済活性化の観点から区内業者への配慮を行うために、次のとおり加点を行う。 ・区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合 +5% ・区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合 +4% ・区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合 +3% ・区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合 +2%					0.0		
総 合 計					81.5		
評 価 結 果					特定		